

## 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証について

### 1. 支給認定証とは

平成27年4月にスタートした、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に伴い、認可保育所を利用する際は、「認定証」の交付を受けることが必要となります。

### 2. 支給認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定除く）	幼稚園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする子ども	保育所
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする子ども	保育所

※ 2号または3号認定は、保育の必要量によってさらに「標準時間」または「短時間」に区分されます。

### 3. 保育の必要性の認定について

保護者の保育を必要とする事由や就労状況等により認定を行います。

保育の認定として認められるのは、次の項目となります。

(1) 保育を必要とする事由（保護者が次のいずれかに該当することが必要です。）

- ① 1ヶ月あたりの就労時間の常態が月48時間以上。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間もない。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している。
- ④ 同居の親族を常時介護している。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。
- ⑦ 教育施設に在学し、又は職業訓練施設において職業訓練を受けている。
- ⑧ 児童虐待又は配偶者からの暴力のおそれがある。
- ⑨ 育児休業をする場合、引き続き保育が必要な子どもがいる。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市長が認める場合

上記の事由ごとに、認定証の有効期間を決定しています。

※ 2号認定の児童は小学校就学前まで、3号認定の児童は満3歳になる誕生日の前々日が有効期限となります。

(3号認定の児童の有効期間終了後における2号認定への変更は福祉課で行いますので、保育の必要性の認定に変更がなければ特別な手続きは必要ありません。)

(2) 保育の必要量 (就労状況等に基づき標準・短時間の認定をしています。)

①「保育標準時間」利用

フルタイム就労を想定した利用時間

(最長10時間30分～11時間30分)

保育の必要量	保育所名	保育所を利用できる時間
標準時間認定	中央保育所	7時30分～18時00分
	上野保育所	7時00分～18時30分
	総野保育所	7時30分～18時00分

②「保育短時間」利用

パートタイム就労を想定した利用時間 (最長8時間以内)

保育の必要量	保育所名	保育所を利用できる時間
短時間認定	中央保育所	8時00分～16時00分
	上野保育所	
	総野保育所	

※保育短時間認定については、利用時間を超えての利用はできません。

#### 4. その他

認定証は子ども・子育て支援新制度による保育サービスの給付(保育所の利用)を受けるために必要となるものですから、大切に保管いただきますようお願いいたします。

また、保育に欠ける事由(保育の必要性)が変更となった場合はその都度、内容の変更に伴う認定証の再交付を受ける必要があり、正当な理由なく保育の必要性などの更新を受けない場合は、保育所の利用が出来なくなる場合がありますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

お問い合わせ先

勝浦市役所 福祉課 児童係

電話：73-6618